

聴覚障害者の施策に関する公開質問状への回答

回答者氏名 かなざわ和夫

1 「兵庫県手話言語条例」(仮称)の制定について

兵庫県は平成30年に「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例」(ひょうこ・スマイル条例)が施行されました。障害者等の意思疎通手段の確保についての施策が盛り込まれています。しかし、私たちが求めているのは、いつでもどこでも手話言語が使える環境の整備、ろう乳幼児の手話言語獲得や習得等の施策です。

手話言語の歴史を振り返ってみると、ろう学校ではかつて手話言語の使用が禁止され、手話言語に対する差別や偏見などにより、ろう者は言語である手話を使用することができる環境が整えられてきませんでした。こうした中で、国連「障害者権利条約」において、手話は言語として位置付けられた現在、まだまだ手話言語に対する理解が浸透しているとは言えません。

県民に手話言語の理解を深め、広く普及するため、手話言語条例による言語施策の制定が望まれます。

手話言語に関する基本理念を定め、きこえる人きこえない人すべての県民が手話言語に対する理解を深め、これを広く普及し、共生社会を実現するための手話言語条例を制定することについてどのような見解をお持ちでしょうか。

【回答】

- ・国内全ての地方議会で手話言語法の制定を求める意見書が採択されているように、全国的な課題であることから、条例よりも法整備が重要と認識しています。
- ・平成28年7月に発足した「手話を広める知事の会」に本県も参画しており、他府県と連携を図りながら、国に対して法整備を強く求めています。
- ・私は、平成30年に施行した「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例」(ひょうこ・スマイル条例)に基づき、一般県民や大学生・高校生等の若者、企業や団体等を対象とした手話講座や、看護職や福祉専門職向けの手話研修、聴覚障害の未就学児の手話獲得の機会を提供する親子講座等を貴会の協力を得て実施し、様々なアプローチで手話の普及等に取り組んでいきます。

2 聴覚障害者が安心して暮らせるために

兵庫県内には19,015名(平成29年)の身体障害者手帳所持の聴覚障害者が生活しています。県内に安心して暮らしていくためには、SDGsの理念をもとに「誰ひとり取り残さない」社会を実現するために、一人ひとりの実態に即した細やかな支援ができる施策が必要だと考えます。

現在、県が設置している障害福祉審議会や差別解消支援地域協議会などあらゆる協議会に参加できる障害者団体が限られており、特にきこえない人の声がなかなか届きにくい現状があります。

「誰ひとり取り残さない」社会を実現するためには、きこえない当事者団体の代表も参加し、意見交換し、意見を述べるのが非常に重要です。

きこえない人が安心して暮らせるためにどのような施策をお考えか見解をお聞かせください。

【回答】

・聞こえない方が安心して暮らせるために、①知事の定例会見議事録を早期にHPに掲載するなど、県の情報発信において円滑に情報を取得できること、②災害時においては障害のある方に対して必要な情報を的確に伝達できる環境を整えること、③ICT研修などによる情報活用能力を向上するための支援を行うこと、④手話通訳等を行う人材を養成すること、⑤広く県民に対して手話の普及を図ることなどの施策を強化します。また、県の審議会、協議会等に聴覚障害者団体の参画を得て、当事者の意見を積極的に取り入れる仕組みづくりに努めます。⑥聞こえない方と地域住民との交流促進を図り、社会参加を促すとともに、地域住民の理解促進にもつながる取組みも進めます。

3 手話通訳の資格を持った職員の雇用について

聴覚障害者関連施策には、手話や手話通訳、聴覚障害についての専門性が必要ですが、現在兵庫県の障害者福祉担当部署には、手話の資格を持った正規職員がいません。専門性を持ち、継続して業務を担当するには、会計年度任用職員ではなく、正規職員としての採用が必要と考えます。同様に聴覚障害や手話言語について理解のある職員を増やしていくための研修も大切です。

また、兵庫県立の病院に手話通訳者を設置することにより、専門的で継続的な業務をすることが可能になります。

県内市町との連携等について政策を立案し、また感染症流行や災害等のリスクがある業務を担当し、聴覚障害者関連施策を充実強化するために、手話通訳の資格をもった正職員を県と県立病院に採用することが重要です。しかし、正規職員として採用するためには年齢制限があり、若年層の手話通訳者が大変少ないのが現状です。県内の手話通訳者・士の平均年齢は58歳で手話通訳の資格をとるのに最低5年以上をかけているのが現状です。今後、若年層が手話通訳技術を身につけ県職員に応募してもらうためにも育成を含めて施策を検討していく必要があります。これらについて、どのような見解をお持ちでしょうか。

【回答】

- ・手話通訳者の高齢化が進んでいるとの認識から、厚生労働省が定めるカリキュラムにそった手話通訳士養成研修を令和2年度から拡大実施しているところです。
- ・手話通訳士の資格試験の受験資格を得るまでに、3ヵ年かかることから、今年度も実施個所数を増加し、手話通訳の人材養成に取り組みます。
- ・手話通訳資格を持った職員の採用については、例えば、教職員と同様に採用試験の評価にあたって一定程度加点をすることや、職員採用後でも研修などを通じて、手話が一定程度できる職員の育成などに取組みたい。